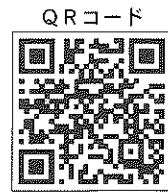


## カフェテリアプラン 助成対象一覧表

項目	項目番号	事業(メニュー)内容	対象者	助成対象経費	助成対象となるもの(例)	助成対象でないもの(例)
自己啓発	1	自己啓発のための講座(通信講座)を受講した。	組合員	講座の受講料(通信教育における講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む)	語学教室・パソコン教室・書道・茶道・華道・教養講座・音楽教室・絵画教室・陶芸教室等	公務で受講したもののテキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
		大学(通信・夜間・放送大学も含む)で行われる公開講座や科目履修を受講した。		講座の受講料 入学科、授業料	大学での科目履修、聴講	学位・学歴の取得(卒業)を目的とした修学費用
	2	各種資格を取得するための講座を受講または受験した。		資格取得の受講料(講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む) 受験料 免許更新費用(自動車運転免許以外)	簿記検定・英語検定・パソコン検定・宅地建物取引主任責任者・小型船舶免許・アマチュア無線・ホームヘルパー・気象予報士等の講座受講料、受験料、講座のテキスト及び講座の収録されたCD・DVD購入費用	自動車運転免許の更新費用 テキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
				自己啓発用の書籍を購入した。	自己啓発用書籍・中古の本購入費	書籍(電子書籍を含む)購入費(領収書に書籍のジャンル等が記載されていない場合、支払内容を明記してください)
	3	自己啓発用のCD・DVDなどを購入した。		自己啓発用ソフトウェア	書籍をCD-ROMに収録したもののパソコンソフトの購入費用(ソフト名を明記してください)	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 ソフトウェア類のレンタル料
				健康維持	人間ドックを受診した。	保険診療外のドック費用
インフルエンザを予防するために予防接種を受けた。	インフルエンザ予防接種費用(予防接種名の記入)	インフルエンザ予防接種	組合員以外の予防接種費用 迅速診断・抗体検査費用			
インフルエンザを予防するためにマスクや手指消毒剤を購入した。	インフルエンザを予防するためのマスク、うがい薬、手指消毒薬剤費用	マスク うがい薬、手指消毒剤、薬用石鹸(殺菌・消毒作用が明記されたもの)	ウエットティッシュ全般 風邪薬やのどに薬を噴射するものなど、予防でないもの 手指消毒用以外の殺菌・消毒・除菌剤			
健康管理施設やスポーツ施設を利用した。	各種スポーツ施設会費・利用料	ゴルフ・ボーリング・スキーリフト券・釣りの渡船料・ダイビング・ラフティング等	用具レンタル料・ゴルフ施設利用料金のうち飲食料・入浴のみの施設			
5	各種スポーツ大会に参加した。	各種スポーツ大会参加料	大会の参加料(大会終了後に申請書を提出してください)		キャンセル料・手数料・大会が開催されなかった場合や参加しなかったときの参加料	
	スポーツ教室を受講した。	各種スポーツ教室受講料	スポーツ教室の受講料	スポーツ用品・健康器具		

項目	項目番号	事業(メニュー)内容	対象者	助成対象経費	助成対象となるもの(例)	助成対象でないもの(例)
介護・育児	6	介護・看護等でヘルパーやデイサービスを利用した。	組合員又は2親等内の親族	介護ヘルパー・サービス代 (介護保険サービス適用外の費用)	介護ヘルパー代	紙おむつ等消耗品 一時的でない保育料 保育料に含まれる飲食代・諸費用 介護・育児に関する物品 (車椅子、ベビーカー、チャイルドシート等物品全般) 介護保険サービスの適用となる費用
	7	保育所(園)・託児所での一時保育やベビーシッターを利用した。		一時保育・ベビーシッター代	一時保育代	
地域社会活動・文化芸術活動	8	ボランティア活動に参加した。	組合員	活動に要する交通費、宿泊費、傷害保険料	ボランティア休暇の承認を受けて参加した活動(承認書類の写しの添付が必要です)	
	9	芸術・文化鑑賞をした。 スポーツ観戦をした。 アミューズメント施設を利用した。		入場料、観覧料、観戦料	映画・コンサート・テーマパーク・水族館・スポーツ観戦・遊園地・動物園・植物園・美術館・博物館・演劇・舞踊・芸能・県展入場料等	
		芸術・文化鑑賞のためCDやDVDを購入した。		芸術・文化鑑賞のためのCD・DVD等購入費用	音楽CD・映画等のDVD(BD)の購入費用 (購入した作品名を明記してください)	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 CD・DVD類のレンタル料および定額制配信サービス費用
		展覧会などに出展した。 囲碁等の大会に参加した。		大会参加料(出展料)	大会参加料(出展料)	応募にかかる郵送料・材料費・運搬費・交通費 公務での出展
10	旅行をした。(公務出張等に係る旅行は除く)	組合員又は組合員と被扶養者	宿泊を伴った旅行・日帰り旅行・交通経費・宿泊代・高速代	宿泊費・飛行機代・バス代	ガソリン代・駐車料金・旅行券等・飲食代・入浴のみの施設・岩盤浴・エステ・サウナ・あんま・マッサージ等 被扶養者のみの旅行	
教員免許の更新	11	教員免許を更新した。	組合員	払込受領証 大学が発行する領収証		
その他	12	カタログギフト	組合員	<p>止むを得ず、項目1～11に該当する活動ができない場合等に1万円相当のカタログギフトを送付する(他の項目との重複請求不可)</p> <p>カタログギフト「アストル レア」(アピデ株式会社)            カatalogギフト「アストル レア」の内容につきましては、パソコン・スマートフォンから次のURLにて掲載内容のすべてを確認いただけます。  <a href="http://www.ebookap.com/astre/09rhea/html5.html">http://www.ebookap.com/astre/09rhea/html5.html</a>            [申込について]            年4回(6月、10月、1月、2月)の月末日に申込を締切り(当事務局必着)、翌月に組合員の指定した住所にカタログギフト(冊子)を送付します。申込は20ページの様式に必要事項を記入して当組合まで提出してください。記入必要事項:「申請金額～項目11」の欄以外すべて(個人印、所属印も必要です)            [カタログギフト注意事項]            ・最終締切は毎年度2月末日(互助組合事務局必着)です。(他の項目は年度末まで活動できます。)            ・翌年度に前年度分の請求はできません。</p>		



カフェテリアプラン申請の流れ

- ① 助成対象の事業(メニュー)を実施(領収書をもらうのを忘れずに!)
- ② 申請書記入及び領収書(コピー不可)等を添付
- ③ 所属所長を通じ、互助組合事務局(福利厚生課 互助事業担当)に提出

## カフェテリアプラン関係Q&A

Q いつ申請したらいいのですか。また、申請は何回できますか。

A 助成対象事業（メニュー）に係る経費の合計額が助成限度の10,000円に達した時点（領収書等の合計額が10,000円に達しない場合は、その額（百円未満切捨）が給付額となります）で申請してください。

なお、申請回数は1年度につき1回限りです。

Q 今年度申請できなかつたので、来年度に繰り越しできますか。

A 助成金の翌年度繰り越しはできません。

Q 助成対象事業（メニュー）は複数選択可能ですか。

A 可能です。

事業（メニュー）を複数選択しなければ助成限度額の10,000円に達しない場合には、複数選択して申請してください。

Q キャッシュレス決済で支払ったものも対象となりますか。

A ポイントではなく現金等をチャージして支払ったものが対象です。

商品購入時に、銀行口座又は現金等でチャージしたものと、ポイントを使用したものが明確に分けられない決済（レシートの支払い部分の表示が「ペイ」「QR（コード）決済」など、または具体的な決済サービス名となっている場合。決済サービス名の例：PayPay、WAON、auPAY、楽天Edy、nanaco、モバイルSuica、など）については、銀行口座又は現金（又はクレジット）チャージの明細書の添付をお願いしております。銀行口座又は現金チャージの場合は通帳の該当ページの写しかチャージ明細書（レシート）、クレジットでレシートにチャージの旨が記載されていない場合はクレジット明細書（原本）を添付してください。

万一、チャージ明細書等を紛失した場合は、24ページ下部の申立書を利用いただくか、余白か別紙に①チャージ年月日、②チャージ金額を明記し、③確かにポイントは使用していない旨の申立てをして押印をしたうえで、提出をお願いいたします。

Q スキー場のシーズン券、リフト券、フィットネスクラブの年会費は対象となりますか。

A スポーツ施設利用に該当するとして認めます。

Q 市民マラソン大会への参加料は対象となりますか。

A スポーツ大会に参加に該当するとして認めます。ただし、申請できるのは大会終了後です。で、領収書や振込票はそれまで保管しておいてください。

参加できなかった場合や大会自体が中止になった場合のキャンセル料などは対象外です。

Q ボランティア休暇を取得せず、休日に活動した場合の交通費は対象となりますか。

A あくまでボランティア休暇を取得した場合のみが対象となります。

Q 被扶養者のみで旅行した場合は対象となりますか。

A 組合員と被扶養者の同伴または組合員のみでの私事旅行が対象となり、あくまでも、組合員が旅行することが前提です。

Q 旅行経費は家族の分も対象となりますか。

A 旅行経費については、組合員及び被扶養者に係る経費分のみとなります。(「カフェテリアプラン助成金(旅行経費等補助)に係る申立書」も添付してください。)

(例) 家族3人(組合員、被扶養者1人、被扶養者でないもの1人) 計12,000円であった場合。  
申請金額 =  $12,000 \text{円} \times 2 / 3 = 8,000 \text{円}$ となります。

Q 人間ドックは家族についても対象となりますか。また、ドック時に受けた個人的な診療の費用は対象となりますか。

A 組合員のみ対象となります。ドック時に保険証を使用して個人的に診察・検査等を受けた費用や、ドック後の再検査費用(どちらの費用も3割負担分)は対象外です。

Q 介護ヘルパー代、差額ベッド代、保育所・託児所等での一時保育代等は対象となりますか。

\* 一時保育とは、保護者の方の病気や出産による入院、親族の方の入院看護など、やむを得ない事情で急に子どもの世話ができなくなり保護者に代わって世話をする人がいない場合に、一時的に子どもを預け、保育してもらうことをいいます。

A 組合員及び2親等内の親族を対象として組合員が支払った金額に対して助成します。

Q 保育所代、児童保育代及び延長保育代は対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 美術館の入場券は家族の分も対象となりますか。

A 対象となりません。組合員のみ対象となります。

Q スポーツ観戦は対象となりますか。

A 文化芸術活動として組合員のみ対象となります。

Q 釣りの渡船料は、対象となりますか。

A スポーツ施設利用として組合員のみ対象となります。

(注 意)

\* 書籍やCD・DVD類、マスク類以外の物品購入費はすべて対象外です。

\* 書籍・CD・DVDのレンタル料および定額制配信サービス費用は対象外です。

\* 書籍について、次のものは対象外です。

• 図書カードやポイント等で購入した分や、送料。

• 雑誌(週刊誌、ファッション誌、旅行系の雑誌、地元系雑誌、懸賞付雑誌、パズル雑誌等)、地図、漫画。

- 自己啓発とみなされないもの（例：子ども向け雑誌、子ども用めいろやドリル・パズル等）
- 対象が赤ちゃんや幼児向けの本
- カレンダー、手帳、ポスター、カード類

\*領収書やレシートは切りとったり加工しないでください。

\*カード払いの場合（領収書が出ないとき）

支払いの内容がわかるもの（明細書等）と確かに支払ったということがわかるもの（カード会社からの請求書原本又は通帳のコピー）を添付してください。

その際、カード番号等不必要なところは消しておいてください。

\*旅行経費のみ組合員と被扶養者が対象です。

ただし、組合員本人が参加していない場合は助成の対象になりません。

旅行にかかる領収書が複数人となっている場合は申立書も提出してください。

旅行日が領収書に記載されていない場合は申立書等に明記し、助成金は旅行終了後に申請してください。

\*旅行経費および講座等参加費用については公務出張等に係る経費は対象外です。

公務出張等には職務専念義務の免除（職専免）も含まれます。